

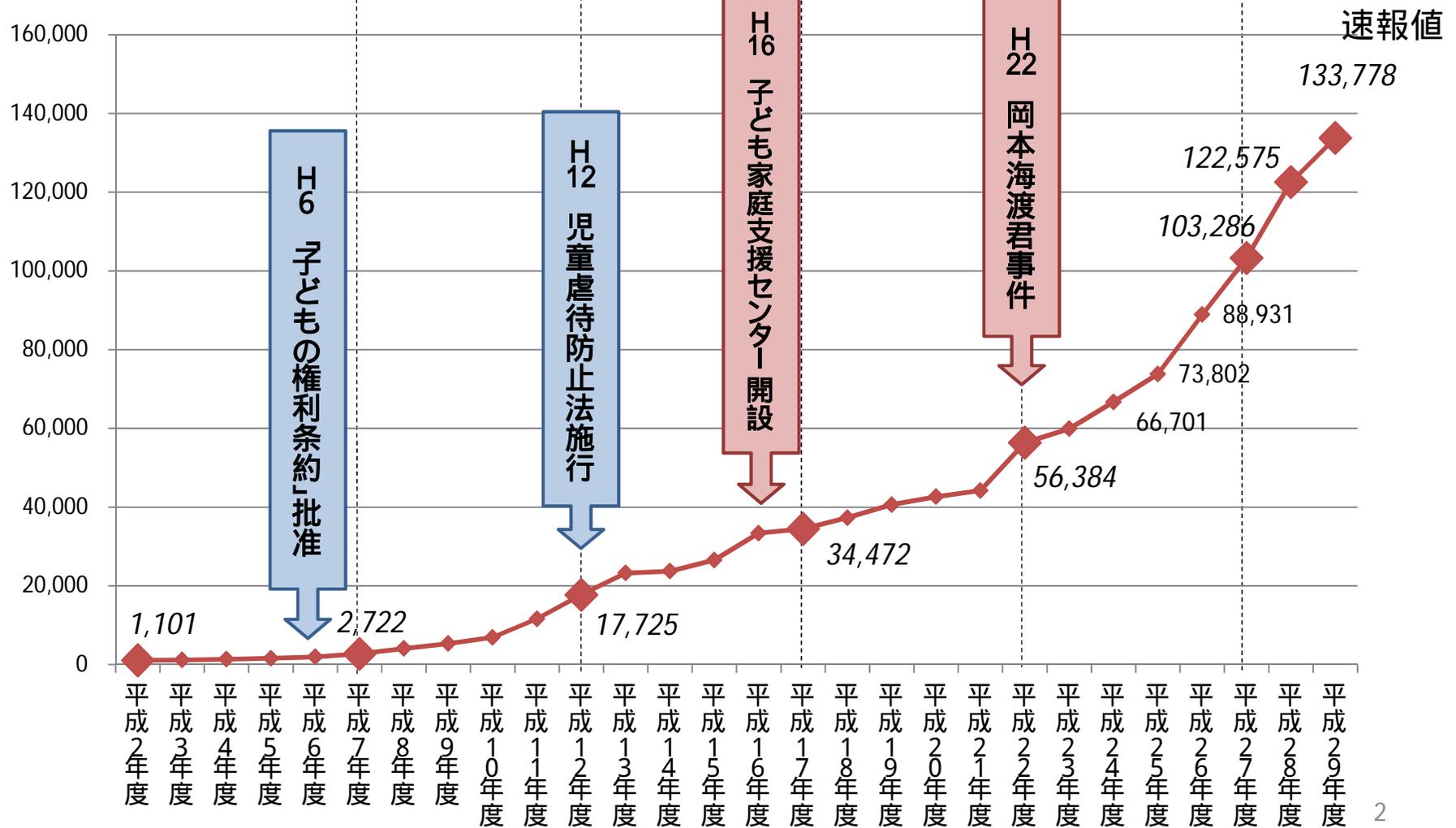
資料4

江戸川区児童相談所の設置について

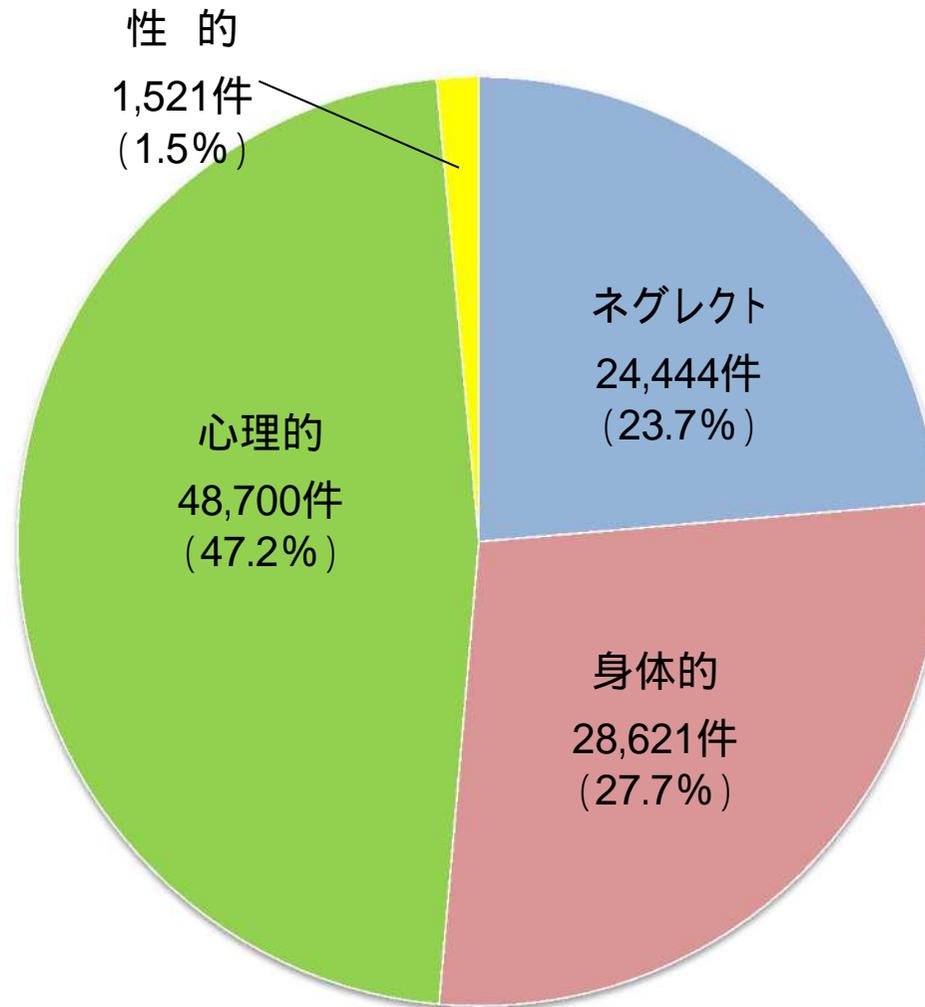
江戸川区児童相談所開設準備担当課長
木村 浩之

児童虐待の現状等（全国）

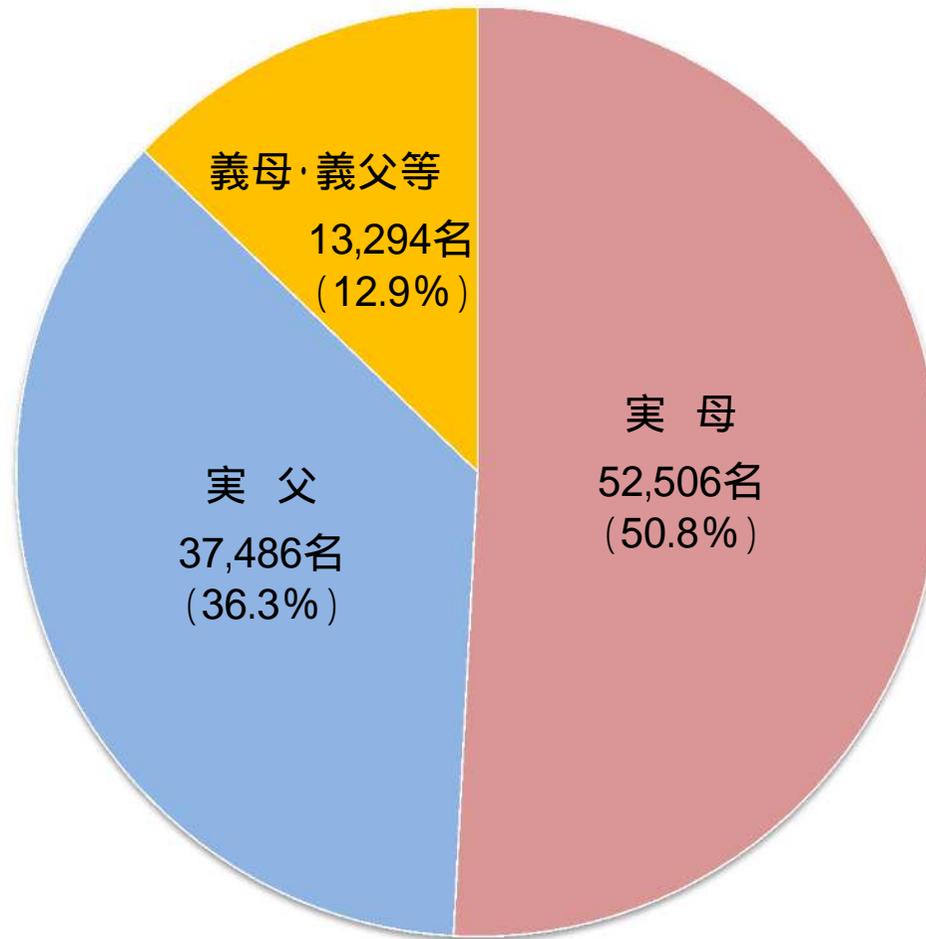
児童虐待相談対応件数の推移



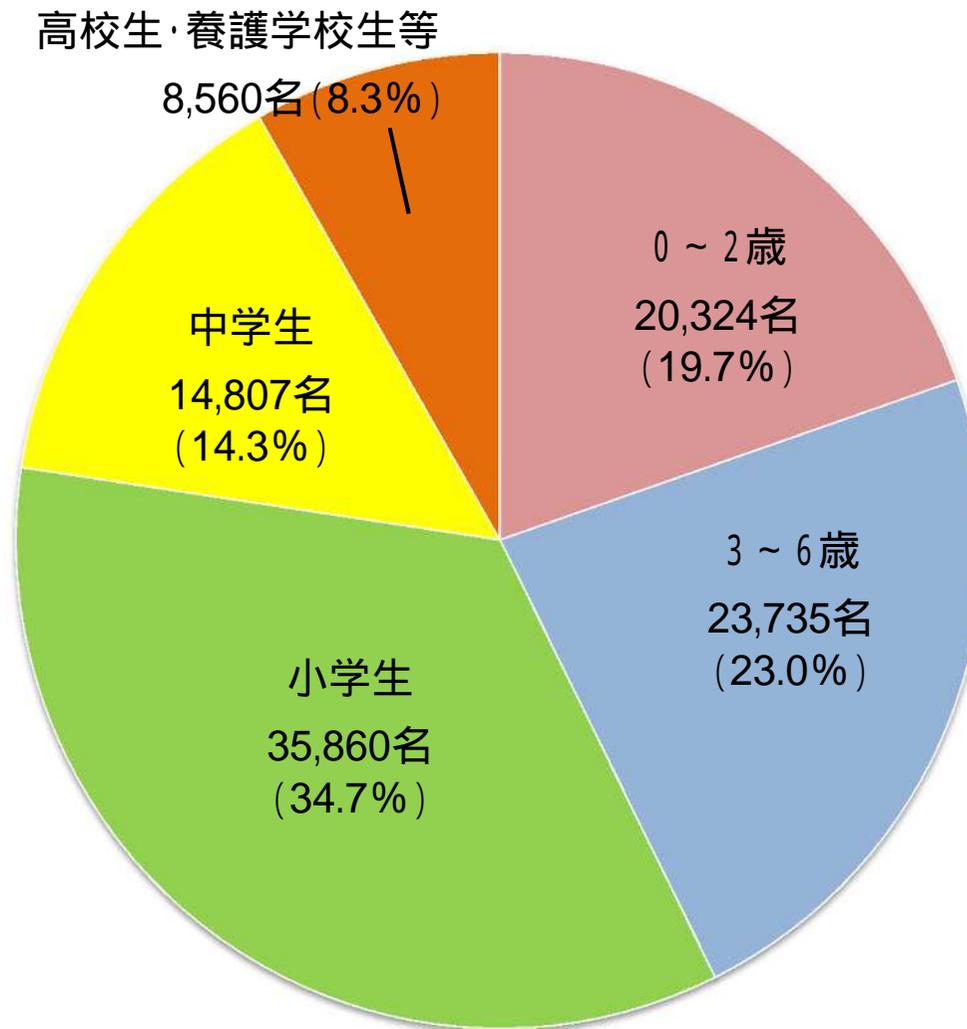
虐待相談の内容別件数（平成27年度）



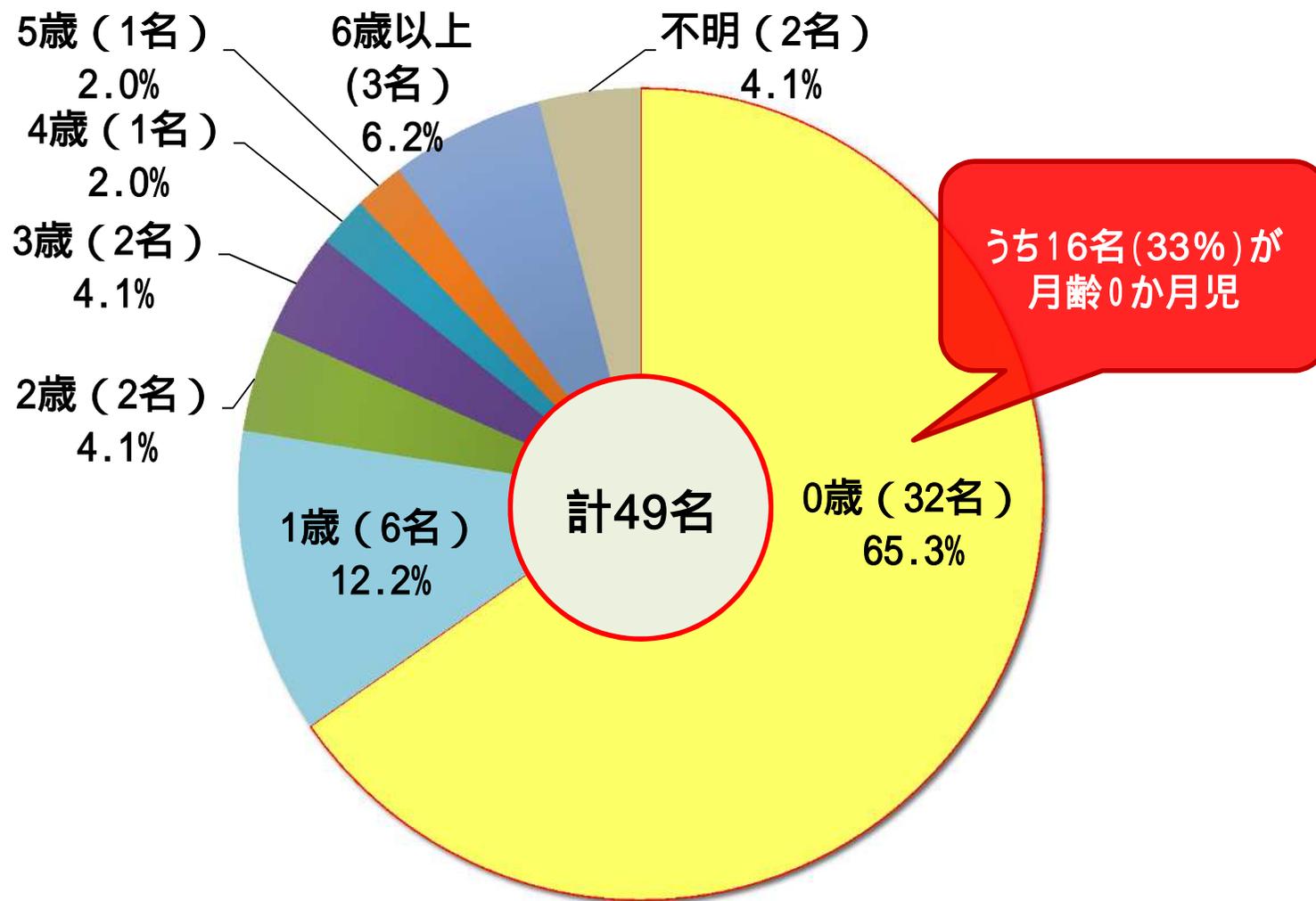
児童虐待 虐待者の割合（平成27年度）



被虐待児の年齢構成（平成27年度）



全国の被虐待死の子どもの年齢 (平成28年度中)



子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)【平成30年8月】から

児童相談所設置について

平成22年に起きた痛ましい事件

平成22年1月 当時7歳の男子が両親の虐待により死亡

問題点

区：子ども家庭支援センター、小学校

都：児童相談所

都と区の二元体制の中で、状況把握・児童虐待への認識・連携が不十分だった。

問題点の抜本的解決

区に児童相談所を設置し、児童相談体制の一元化を図る。



児童相談所設置の実現に向けた活動を開始

平成28年児童福祉法の改正

平成29年4月より

特別区に児童相談所の設置が可能に

児童相談所

1 設置の目的

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握

個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

2 設置主体

都道府県・政令指定都市及び児童相談所設置市

3 役割

児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を要するもの

4 業務

(1) 相談業務

養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院などによる養育困難、虐待、養子縁組に関する相談

障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談

非行相談・・・く犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに関する相談

育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校等に関する相談

その他

(2) 調査、診断業務

(3) 一時保護

(4) 措置(在宅指導、里親委託、児童福祉施設入所措置等)

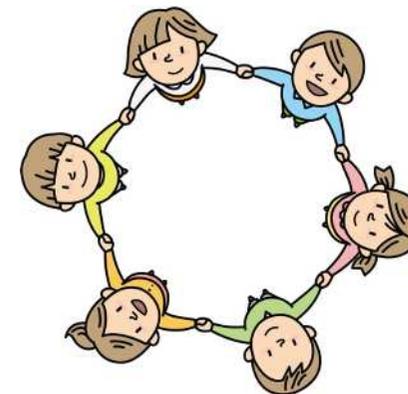
江戸川区児童相談所の概要

計画地

所在地 江戸川区中央三丁目4番
敷地面積 2,285.97m²

施設概要

建物規模 地上4階建(一時保護所併設:定員35人)
延床面積 4,500m²程度



職員配置

100人程度 ・所長 ・児童福祉司 ・児童心理司 ・医師 ・保健師 ・弁護士
【一時保護所】・保育士 ・児童指導員 ・看護師

開設予定日

2020年4月



江戸川区児童相談所の特徴

指揮系統の一元化

子ども家庭支援センターと児童相談所の二元体制を一機関に集約。

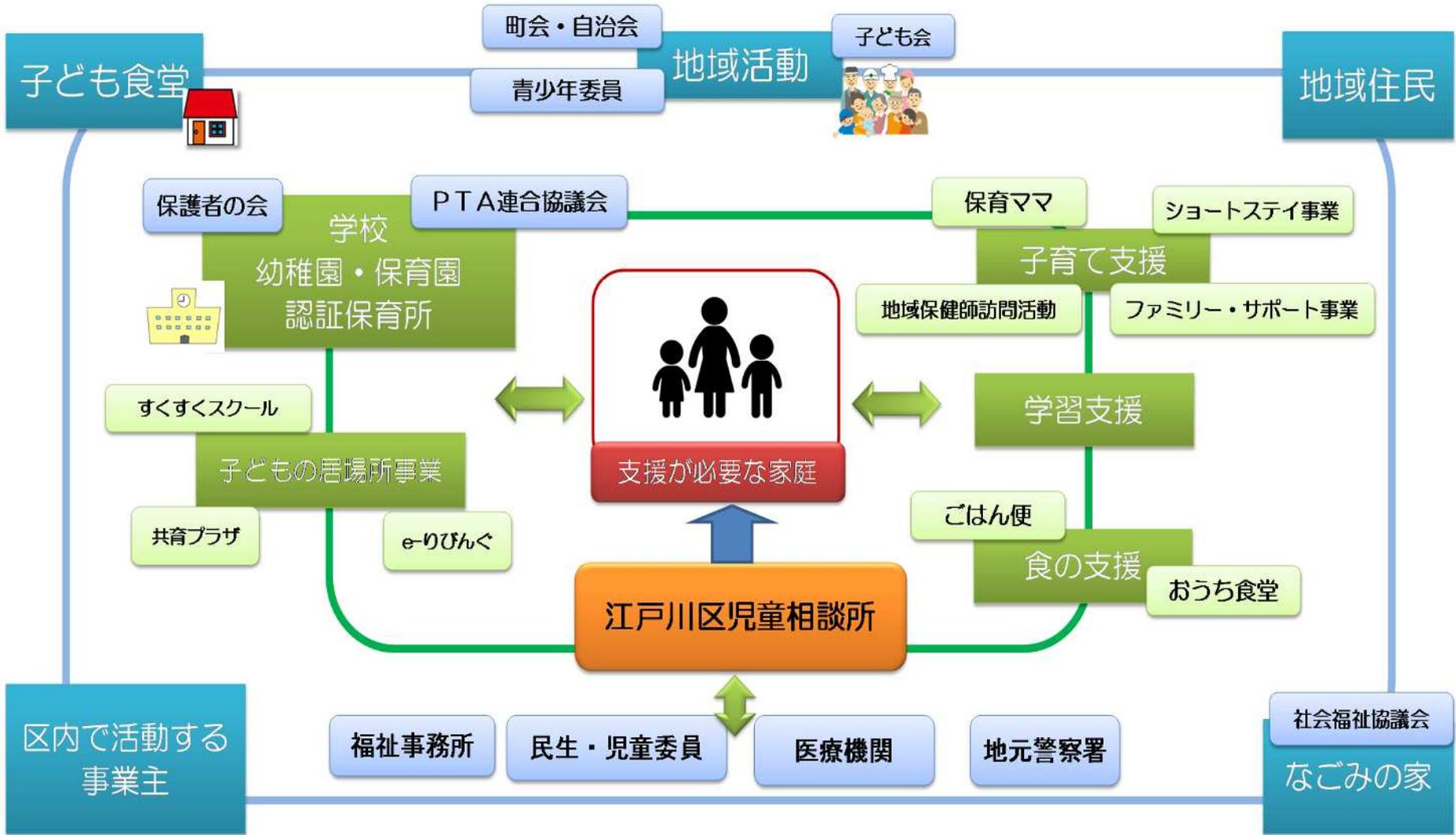
支援対応の一元化

母子保健や子育て支援、学校教育などの業務と連携して、虐待の発生を予防。

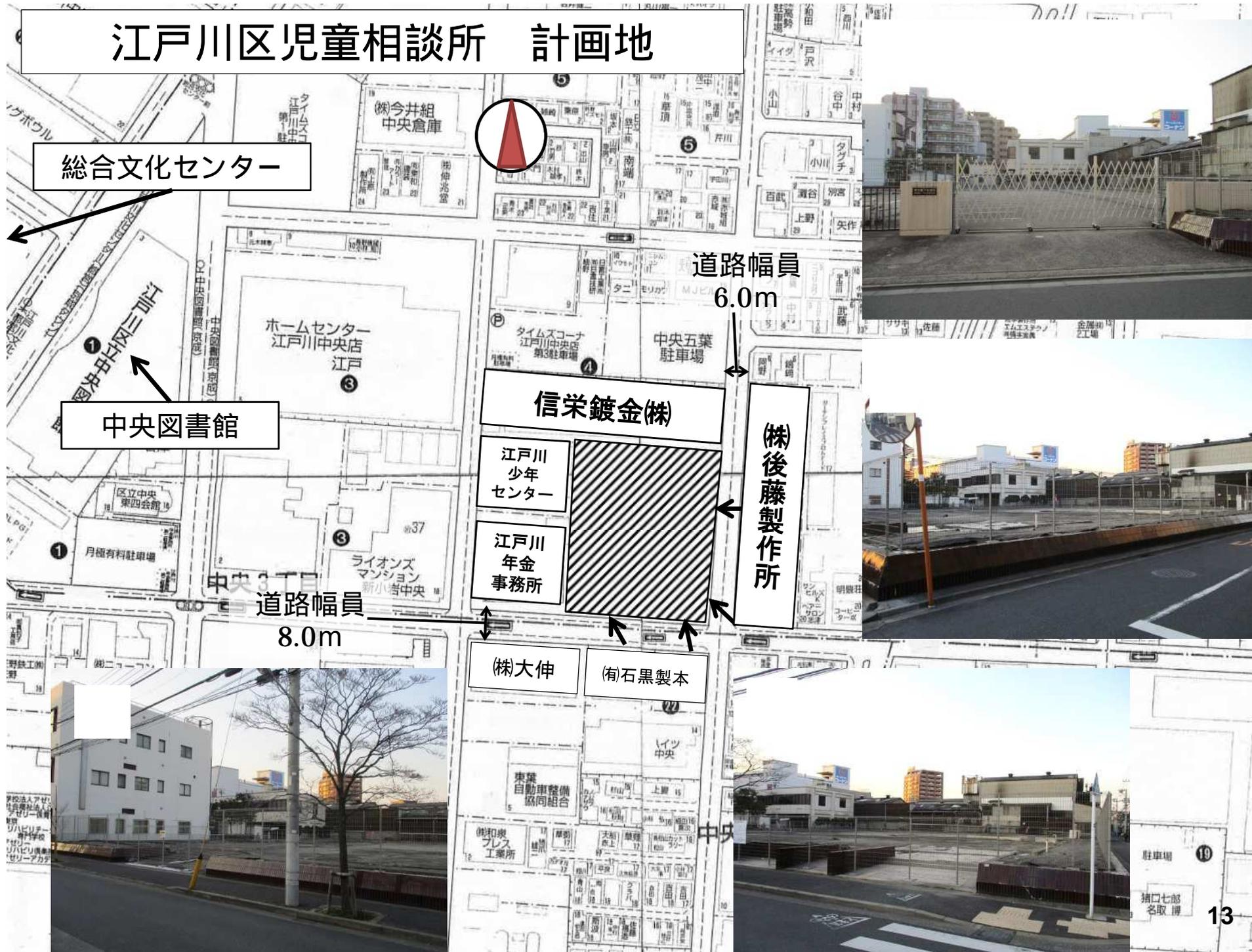
窓口の一元化

総合相談窓口として、児童に関するあらゆる相談を一か所で受け止める。

児童相談所と地域・関係機関との連携

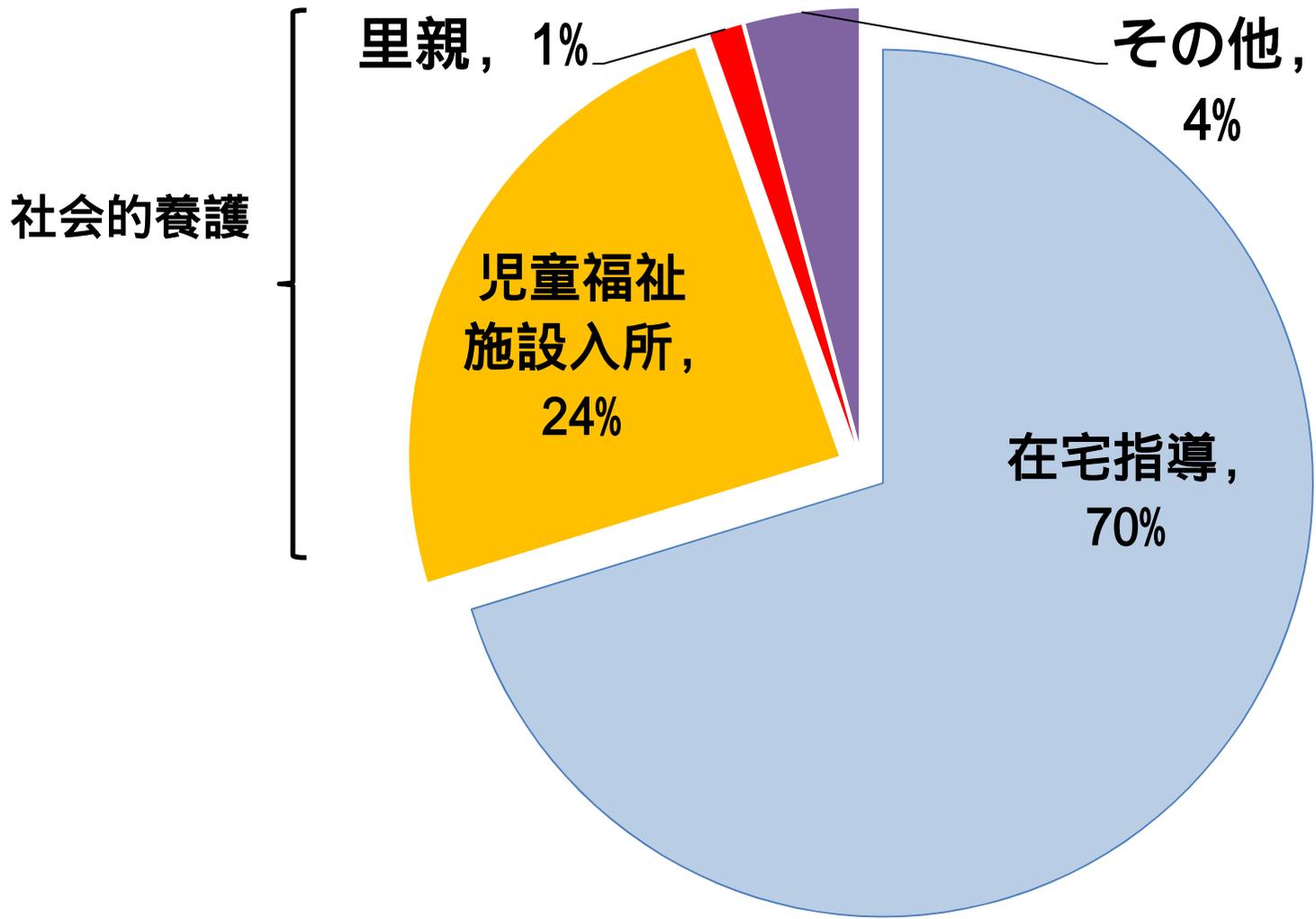


江戸川区児童相談所 計画地





一時保護所退所後の行き先



里親制度について

里親制度とは



家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、
温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育を提供する
制度

児童養護施設の誘致

1 整備概要

所在地 江戸川区江戸川2丁目13番 (平成30年2月まで区民農園)
施設定員 30人程度

2 公募プロポーザルにて事業者を募集

募集期間 2017年11月13日(月) ~ 2018年2月9日(金)
運営整備事業者 社会福祉法人 共生会
開設目途 2021年4月

参考

社会福祉法人春和会による乳児院設置運営計画

(仮称)篠崎わんぱく乳児院

所在地 篠崎町二丁目
開設予定 2019年4月頃